

環境厚生常任委員会協議会

日 時 平成30年7月30日（月）
午後1時30分 ～
場 所 第3委員会室

1 開 議

2 案 件

(1) 子どもの権利条例（仮称）について

3 その他

平成30年7月豪雨災害
に関する概要報告

平成30年7月25日現在

亀岡市

◆ 平成30年7月豪雨の概要

6月28日以降、華中から日本海を通過して北日本に停滞していた前線は7月4日にかけて北海道付近に北上した後、7月5日には西日本まで南下してその後停滞しました。また、6月29日に日本の南で発生した台風第7号は東シナ海を北上し、対馬海峡付近で進路を北東に変えた後、7月4日15時に日本海で温帯低気圧に変わりました。

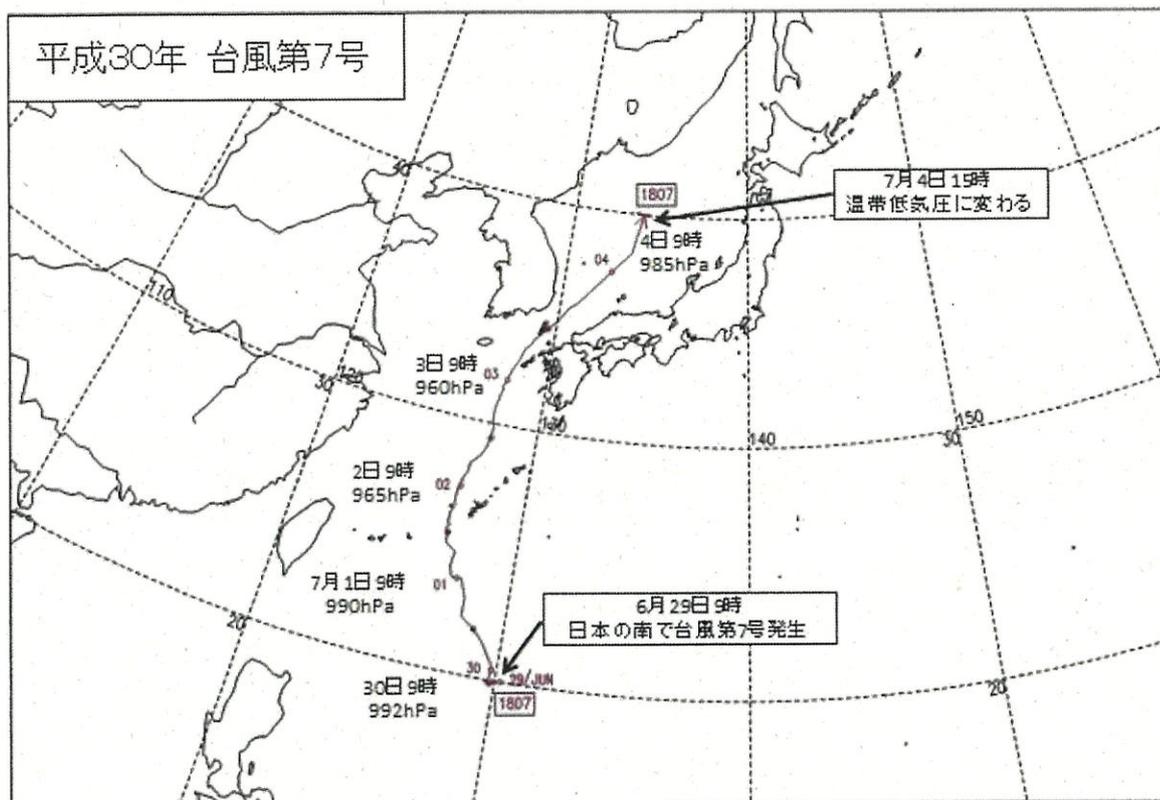
前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となりました。

6月28日から7月8日までの総降水量が四国地方で1800ミリ、東海地方で1200ミリを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍となる大雨となったところがありました。また、九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点で24、48、72時間降水量の値が観測史上第1位となるなど、広い範囲における長時間の記録的な大雨となりました。気象庁では、この大雨による特別警報を、岐阜県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県の1府10県に発表し、最大限の警戒を呼びかけました。

これらの影響で、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生し、死者、行方不明者が多数となる甚大な災害となりました。また、全国各地で断水や電話の不通等ライフラインに被害が発生したほか、鉄道の運休等の交通障害が発生しました。

(気象庁資料より)

【台風経路図】



被害状況報告（速報）

（平成30年7月25日現在）

平成30年7月豪雨				報告日時	7月25日 12時00分	報告者	総務部 自治防災課			
区 分				数 量	区 分				数 量	
人的被害	死者	人	ア	1	農地	箇所	ニ	117		
	行方不明者	人	イ			文教施設	箇所	ヌ	7	
	負傷者	重傷	人	ウ			病院	箇所	ネ	
		軽傷	人	エ			道路	箇所	ノ	50
住家被害	全壊	棟	オ			橋りょう	箇所	ハ	2	
		世帯	カ			河川	箇所	ヒ	32	
		人	キ			山岳	箇所	フ		
	半壊	棟	ク	1		林道	箇所	ヘ	22	
		世帯	ケ	1		公園	箇所	ホ	4	
		人	コ	—		水道	箇所	マ	5	
	一部破損	棟	サ	3		ビニールハウス等	箇所	ミ		
		世帯	シ	3		農道	箇所	ム	35	
		人	ス	—		農林水産業施設	箇所	メ	123	
	住家被害	床上	棟	セ		2	畦畔崩壊	箇所	モ	
			世帯	ソ		2				
			人	タ		—	農地（冠水）	ha	ヤ	103.4
床下		棟	チ	45	農作物	ha	ユ	0.71		
		世帯	ツ	45	畑作物（倒伏）	ha	ヨ			
		人	テ	—	文化財関係	箇所	ラ	3		
非住家	公共建物	棟	ト	3						
	その他	棟	ナ							
[対応状況]										
し尿汲み取り	106件	災害ボランティア派遣回数			3	回				
災害ごみ受入	9件	同 延べ人数			17	人				
衛生消毒	27件	避難者の保健師健康観察			1	回				
《備考》										

(内 訳)

※注：数値等は、平成30年7月25日集計

- 1 人的被害 死者1名(畑野町)
- 2 住家被害 半壊 1件(畑野町)
一部破損 3件(畑野町、東別院町、西別院町)
床上浸水 2件(畑野町)
床下浸水 45件(北町、西町、安町、東別院町、西別院町、
曾我部町、蕨田野町、畑野町、宮前町、
東本梅町、本梅町、千代川町)
- 3 非住家(公共施設) 3箇所
(宮前浄化センター、本梅浄化センター、下水道管路敷(本梅町中野地内))
- 4 農地 117箇所
- 5 文教施設 7箇所
(安詳、東別院、畑野、つつじヶ丘小学校、育親中学校、別院保育所、国際広場球技場)
- 6 道路 50箇所
- 7 橋りょう 2箇所(目倉谷橋、天神橋)
- 8 河川 32箇所
- 9 林道 22路線
- 10 公園 4箇所
- 11 水道 5箇所
- 12 農道 35箇所
- 13 農林水産業施設 123箇所
(ため池9箇所、水路114箇所)
- 14 農地冠水 103.40ha
農作物 0.71ha
- 15 文化財 3件
 - (1) 出雲大社(千歳町) 参道土砂崩れ
 - (2) 金輪寺(宮前町) 参道土砂崩れ
 - (3) 素戔鳴神社(西別院町) 本殿裏で土砂崩れ(本殿に被害はなし)

◆ 降雨量の状況

・ 累積雨量 (7/5 0:00~7/8 24:00)

最大地点：畑野小学校 609.0 mm

・ 1時間雨量

最大地点：畑野小学校 66.5 mm (7/5 12:00~13:00)

雨量日表

(単位:mm)

	7月5日	7月6日	7月7日	7月8日	計
亀岡消防署	169.0	151.0	35.5	1.0	356.5
亀岡小学校	175.5	140.5	38.5	1.5	356.0
城西小学校	181.0	144.5	40.0	1.0	366.5
東別院小学校	283.0	125.0	45.5	8.5	462.0
西別院小学校	312.0	176.0	61.0	7.5	556.5
曾我部小学校	212.0	148.5	46.0	1.0	407.5
吉川小学校	184.0	137.0	41.0	0.5	362.5
蕨田野小学校	230.5	130.0	52.5	0.0	413.0
本梅小学校	369.5	140.5	67.5	0.0	577.5
畑野小学校	392.5	134.0	82.5	0.0	609.0
青野小学校	311.0	118.0	64.0	0.0	493.0
大井小学校	216.0	133.5	45.5	0.5	395.5
千代川小学校	232.0	121.5	52.5	0.0	406.0
亀岡川東学園	223.0	119.0	42.0	0.5	384.5
保津小学校	173.0	142.5	36.0	1.5	353.0
安詳小学校	190.0	142.5	34.5	2.5	369.5
詳徳小学校	190.5	141.5	36.5	2.5	371.0
つつじヶ丘小学校	197.5	145.5	36.5	2.0	381.5
南つつじヶ丘小学校	221.5	150.0	38.5	4.0	414.0
合計	4463.5	2641.0	896.0	34.5	
平均	234.9	139.0	47.2	1.8	

◆ 気象警報の経過

7月5日(木)	3:34	大雨警報	発表
	7:57	洪水警報	発表
7月8日(日)	4:10	洪水警報	解除
	20:21	大雨警報	解除
7月9日(月)	14:41	大雨警報	発表
	21:25	大雨警報	解除

※土砂災害警戒情報

7月5日(木)	6:50	亀岡市に警戒情報発表
7月8日(日)	15:35	解除

◆ 土砂災害警戒情報の状況

平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震による地盤の緩みを考慮し、土砂災害警戒情報の基準を引き下げての運用となりました。

◆ 河川水位の状況(保津橋付近観測所)

7月5日(木)	13:10頃	氾濫注意水位に到達	3.3mに到達
	13:40頃	避難判断水位に到達	3.5mに到達
	15:00頃	氾濫危険水位に到達	4.0mに到達
7月6日(金)	20:00頃	最大水位	5.32mを観測

◆ 日吉ダムの防災操作

7月6日(金)	0:00頃	流入量が約1,200 m ³ /sに達する
	14:00頃	貯水位が201m(=洪水時最高水位)に達する
	17:00頃	放流量が900 m ³ /sに達する
7月10日(火)	3:40頃	洪水貯留準備水位(178.5m)まで低下完了

- ・最大流入量 1,258.08 m³/s
- ・最大放流量 907.34 m³/s
- ・最高到達水位 201.40m

◆ 災害対策本部の体制について

自治防災課では7月5日3時34分に大雨警報発表と同時に災害警戒本部を設置、輪番による警戒態勢に入りました。また、7時57分に洪水警報が発表されたことから、8時30分には警戒本部2号配備を招集し初動活動を行うとともに、各町要員を各避難所へ派遣し情報収集にあたりました。その後15時に桂川市長を本部長とする災害対策本部を設置し、情報の共有を図るとともに本部長の指示のもと対策を実施しました。

その後、土砂災害又は浸水の危険性が高まった地域に対して、順次、避難情報を発令しました。

1 防災体制

7月5日(木)	3:34	警戒本部1号配備
	8:30	警戒本部2号配備
	9:00	第1回警戒本部会議
	15:00	災害対策本部設置
	16:00	第1回災害対策本部会議
	18:00	第2回災害対策本部会議
	22:00	第3回災害対策本部会議
7月6日(金)	6:00	第4回災害対策本部会議
	13:00	第5回災害対策本部会議
	17:00	第6回災害対策本部会議
	21:00	第7回災害対策本部会議
7月7日(土)	9:00	第8回災害対策本部会議
	13:00	第9回災害対策本部会議
	18:00	第10回災害対策本部会議
7月8日(日)	9:00	第11回災害対策本部会議
7月9日(月)	9:00	第12回災害対策本部会議

2 避難情報・各町要員

7月5日(木) 9:00

避難準備・高齢者等避難開始を発令
東別院町、西別院町

計 1,063世帯 2,111人

各町要員配備(東別院町・西別院町)

12:00

避難準備・高齢者等避難開始を発令
本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町

計 2,541世帯 5,438人

各町要員配備(本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町)

13:15

避難準備・高齢者等避難開始を発令
馬路町、旭町、千歳町、保津町

計 2,168世帯 5,026人

各町要員配備(馬路町、旭町、千歳町、保津町)

13:20

各町要員配備(亀岡地区、曾我部町、吉川町、蔭田野町、大井町、千代川町、河原林町、篠町、柏原区、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘)

15:00

避難準備・高齢者等避難開始を発令

河原町、宇津根町、追分町(古世町向嶋含む)、
余部町清水、大井町並河1丁目、河原林町勝林島、
千代川町今津、保津町6区、篠町柏原久保垣内、
篠町見晴1丁目6~8

計 1,578世帯 3,377人

17:40

避難勧告を発令

河原町、宇津根町、追分町(古世町向嶋含む)、
余部町清水、大井町並河1丁目、河原林町勝林島、
千代川町今津、保津町6区、篠町柏原久保垣内、
篠町見晴1丁目6~8

計 1,978世帯 4,167人

18:40

避難勧告を発令

畑野町

計 1,008世帯 1,980人

20:50

避難勧告を発令

本梅町、東本梅町

計 889世帯 2,029人

- 21:50 避難準備・高齢者等避難開始を発令
亀岡地区、曾我部町、吉川町、蕨田野町、大井町、千代川町、
篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘
計 32,535世帯 75,640人
- 22:25 避難勧告を発令
宮前町
計 644世帯 1,429人
- 7月6日(金) 13:30 避難指示を発令
河原町、宇津根町、追分町(古世町向嶋含む)、余部町清水、
大井町並河1丁目、河原林町勝林島、千代川町今津、
保津町6区、篠町柏原久保垣内、篠町見晴1丁目6~8
計 1,978世帯 4,167人
- 7月7日(土) 14:30 避難指示を発令
西別院町犬甘野寺ヶ谷
計 9世帯 20人
- 7月8日(日) 9:35 避難指示を解除
余部町清水、河原町、宇津根町、追分町、古世町向嶋、
大井町並河1丁目、千代川町今津、河原林町勝林島、
保津町6区、篠町柏原久保垣内、篠町見晴1丁目6~8
- 避難勧告を解除
本梅町、宮前町、東本梅町
- 避難準備・高齢者等避難開始を解除
亀岡地区、東別院町、西別院町、曾我部町、吉川町、
蕨田野町、大井町、千代川町、馬路町、旭町、千歳町、
保津町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘
- 20:21 避難勧告を解除
畑野町

3 避難所

開設した避難所 29箇所

地域	避難所	避難者数(人)
亀岡地区	亀岡市役所 市民ホール	101
	亀岡小学校	7
	城西小学校	12
東別院町	東別院町ふれあいセンター	4
	東別院町公民館	
西別院町	西別院生涯学習センター	12
曾我部町	曾我部町公民館	6
吉川町	亀岡運動公園プール管理棟	
蕨田野町	蕨田野生涯学習センター	
本梅町	ほんめ町ふれあいセンター	13
畑野町	畑野町公民館	33
	畑野小学校	22
宮前町	亀岡市交流会館	
	青野小学校	5
東本梅町	東本梅町ふれあいセンター	3
大井町	大井生涯学習センター	
	大井小学校	11
千代川町	千代川町自治会館	44
	千代川小学校	31
馬路町	馬路生涯学習センター	
旭町	旭コミュニティセンター	
千歳町	千歳町自治会館	2
河原林町	河原林生涯学習センター	1
保津町	保津公民館	4
篠町	篠公民館(自治会館)	8
	安詳小学校	
東つつじヶ丘	東つつじヶ丘ふれあいセンター	
西つつじヶ丘	西つつじヶ丘ふれあいセンター	1
南つつじヶ丘	南つつじヶ丘コミュニティセンター	4
	合計	324

※ 避難者数は各避難所における最大人数

・自主避難

地域	施設	避難者数(人)
東別院町	東別院町南掛生涯学習センター	9
	東別院町鎌倉見立公民館	4
曾我部町	重利クラブ	2
畑野町	畑野町やすらぎの里	5
	千ヶ畑公民館	5
宮前町	宮前町宮川公民館	17
	宮前町神前ふれあいセンター	3
	宮前町猪倉公民館	4
東本梅町	松熊公民館	2
河原林町	河原林町 勝林島会議所	10
篠町	柏原公民館	7
計		68

※ 避難者数は各避難所における最大人数

・避難所の閉鎖

- 7月 8日(日) 9:35 避難所を閉鎖(畑野町・西別院町を除く)
 20:00 畑野小学校を閉鎖
 7月12日(木) 16:00 畑野町自治会を閉鎖
 7月20日(金) 13:00 西別院町自治会及び千ヶ畑公民館(自主避難所)を閉鎖

4 交通関係

・京都縦貫自動車道

- 7月5日(木) 23:00 通行止め (亀岡IC~沓掛IC)
 7月7日(土) 7:00 通行止め解除(丹波IC~大山崎JCT)

・国道9号

- 7月5日(木) 23:00 通行止め(王子~沓掛)
 7月6日(金) 19:15 通行止め解除

・JR嵯峨野線

- 7月5日(木) 20:56 終日運転見合わせ
 7月7日(土) 8:00頃 運転再開

5 公立保育所

7月5日(木)～7日(土) 休園
7月9日(月)から 通常保育開始

(被害)

別院保育所において石垣の崩落、園庭横で倒木

6 小中義務教育学校

7月5日(木)～7日(土) 休校
7月9日(月)から 授業再開

7 災害ボランティアセンター(亀岡市社会福祉協議会)

7月5日(木)から 非常時体制に移行
7月12日(木) ボランティア6名を派遣(畑野町 1箇所)
7月15日(日) ボランティア6名を派遣(畑野町 1箇所)
7月16日(月) ボランティア5名を派遣(畑野町 1箇所)

8 給水応援

7月13日(金)から1週間 給水車1台(2t)を広島県尾道市に派遣

9 亀岡市災害見舞金

畑野町 3件 70,000円

10 現在時点での通行止めの状況

- (1) 一般国道423号 崩土(西別院町)
- (2) 主要地方道園部能勢線 路肩欠壊(畑野町)
- (3) 一般府道天王亀岡線 崩土(畑野町)
- (4) 一般府道東掛小林線 崩土(曾我部町～東別院町)
- (5) 市道神地線 路肩崩壊(西別院町)
- (6) 市道曾我部西別院線 路面洗掘、陥没(曾我部町)
- (7) 市道前ヶ芝牧ノ尻線 道路陥没(本梅町)

◆ 被害状況について

平成30年7月豪雨については、本市においても降り始めからの雨量が市内の19観測点全てで300mmを超え、中でも畑野町では609mmを観測するなど、過去に例を見ないほどの豪雨となりました。

また、6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、すでに本市では震度5強の強い揺れで地盤が緩んでいたことも要因となって、道路等にも大きな被害が発生しました。

1. 国道・府道の主な被害

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 一般国道423号 | 崩土（西別院町） |
| (2) 主要地方道園部能勢線 | 路肩欠壊（畑野町） |
| (3) 一般府道天王亀岡線 | 崩土（畑野町） |
| (4) 一般府道東掛小林線 | 崩土（曾我部町～東別院町） |

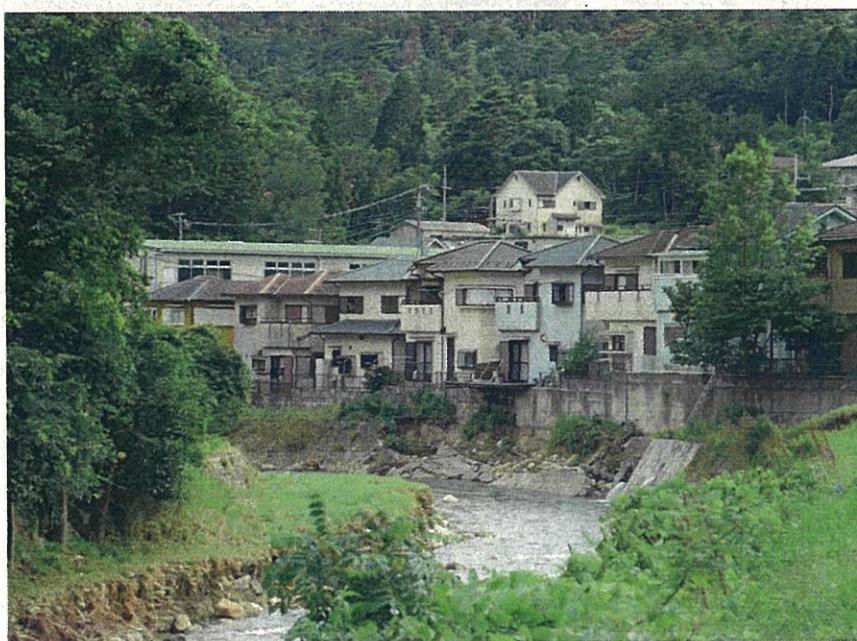


一般国道423号（法貴峠）

2 一級河川大路次川の被害状況



大路次川に向かって土砂が流出（畑野町）



大路次川の護岸損傷（畑野町）

3 西別院町犬甘野寺ヶ谷地区の被害状況

寺ヶ谷地区の中心部で大規模な土砂崩れが発生し、道路が分断され、電柱がなぎ倒され、集落内に入ることが出来なくなるなどの甚大な被害が発生しました。



4 西別院町万願寺大堂地区の被害状況

大堂地区においては、山林の土砂が住宅地に向かって崩れ、プロパンガスのボンベが土砂に埋まりました。

爆発の危険があるためガスを抜くなどの安全対策を市が中心となって緊急に実施しました。



亀岡市子どもの権利条例（仮称）（案）

前 文

我がふるさと亀岡は、緑豊かな山々からの清流が豊かな田園地帯を潤し、盆地の中央を流れる保津川にそそぎ込み、自然と心豊かな人とまちを形成しています。このまちで学び、育つ子どもたちは、ふるさとの宝であり、まちの未来を担うかけがえのない存在です。

すべての人は、生まれながらに一人の人間として尊重され、人間らしく生きる権利を有しています。子どもも大人と同じく、この基本的人権を有しています。

成長途上である子どもが健やかに育つためには、様々な助けを受けることが必要です。生まれてから大人になるまでの少しの間、人は子どもとして、基本的人権のほかにも子どもにとって大切な特別の権利を保障されます。

子どもは、自分自身にどのような権利があるかを理解し、社会全体で支えられながらそれを行使していくことで、すべての人が自分と同じように権利を持っていることや、自分自身も社会の一員として他人の権利を大切にしなければならないことを学んで大人になっていきます。子どもの権利が守られる社会を実現することは、すべての人がお互いに尊重される社会を実現することにつながります。

子どもの権利を大切に考える考え方が亀岡のまちづくりに息づくことで、すべての市民が支えあいながら心豊かに暮らせる地域社会が実現することを願って、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもの権利が保障されるように、市等の責務を明らかにし、市の施策について基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して学び育つことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する子ども及びこれらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 子ども・子育て支援法に規定する保護者をいう。
- (3) 子どもに関する施設 市内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他の子ども・子育て支援に関する施設をいう。
- (4) 地域住民 市内に居住、通勤又は通学等をする者、又は市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。ただし、子ども・子育て支援法に規定する子どもを除く。
- (5) 子どもの権利 児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及びこの条例に規定する権利をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 子どもの権利の保障は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 子どもは権利の主体であり、その年齢と発達に応じて自らその権利を行使できること。
- (2) 子どもであることをもって不当な取り扱いを受けないこと。
- (3) 個人としての尊厳が重んじられ、健やかに成長するための環境が確保されること。
- (4) 最善の利益を考慮され、社会全体で育まれること。
- (5) 社会における制度又は慣行においても、子どもの権利が尊重されること。
- (6) 子どもの権利の保障は社会全体の責務であり、実効性ある具体的な取り組みによって推進されること。

（子どもの権利）

第4条 子どもは、児童の権利に関する条約に規定される権利の他、特に以下の権利を保障される。

- (1) 自らの権利を理解し、適切に行使するために必要な教育を、その年齢と発達に応じて受けることができる。
- (2) 自らの権利を守るために必要な相談の機会や支援を求めることができる。
- (3) 権利が侵害されたとき又は侵害されるおそれのあるときに、自ら救済を求めることができる。
- (4) 自らに関わる重要な事柄について他の者が決めようとするとき、説明を求め、意見を述べることができる。
- (5) 自らの権利を侵害した者による監護又は教育を拒むことができ、それによって不利益が生じないよう保護を受けることができる。

(市等の責務)

第5条 市、保護者、子どもに関する施設、地域住民および事業者は、互いに連携を図り、協力して子どもの権利を保障しなければならない。

- 2 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。
- 3 市は、子どもの権利が侵害されたとき、子どもが速やかに救済を受けられるようにするための施策を講じなければならない。
- 4 市は、子どもの権利が広く保障されるよう、国、他の公共団体等との連携に努めなければならない。
- 5 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの最善の利益が実現されるよう子どもを監護し、必要な協力および支援を市等に求めることに努め、子どもの権利を保障しなければならない。
- 6 子どもに関する施設の設置者、管理者及び職員は、基本理念にのっとり、子どもに関する施設において、子どもが自らの権利を理解し、子どもの年齢及び発達に応じた権利行使ができるように支援することを通じて、子どもの権利を保障しなければならない。
- 7 地域住民は、基本理念にのっとり、子どもが健やかに育つことのできる安全で安心な地域づくりに努め、子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会づくりを通じて、子どもの権利を保障しなければならない。

8 事業者は、基本理念にのっとり、雇用する労働者が子育てと仕事を両立できるよう、必要な職場環境を整備することを通じて、子どもの権利を保障しなければならない。

(子どもの権利の普及)

第6条 市は、子どもの権利の普及及び啓発を行うものとする。

(子どもの権利の日)

第7条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、亀岡市子どもの権利の日（以下「権利の日」という。）を設ける。

2 権利の日は、11月20日とする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための基本計画を策定し、定期的に検証し、必要に応じて改定するものとする。

2 市は、基本計画を策定または改定するに当たっては、子ども及び地域住民等の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市は、基本計画の推進状況を毎年、議会へ報告するものとする。

4 議会は、基本計画の推進状況を監視及び評価するとともに、必要に応じて提言等を行うものとする。

(推進体制)

第9条 市は、子どもの権利を保障する観点から子どもに関する施策を総合的に企画し、調整及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(条例の見直し)

第11条 議会及び市は、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に推進されているかどうかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。